広報
2006（平成18年） 青空と緑と産業のまち
No. 349
11
NOVEMBER
月号

しょうわ

Public Relations SHOWA Town

第18回ふるさとふれあい祭り

10月8日総合体育館で第18回ふるさとふれあい祭りが行われました。

今年は、メインゲストに歌手の石原詢子さんと漫才コンビのおぼん こぼんさんをお迎えしました。

また、多くの来場者があり、各種団体による模擬店も賑わいをみせていました。

CONTENTS（おもな内容）

●第18回『ふるさとふれあい祭り』
●町制施行35周年を祝う
●第10回水の運動会を開催しました
●第60回読書週間
●教育昭和No. 90

昭和町公式ホームページに今すぐアクセス！⇨
ＱＲコード（二次元バーコード）の読み取りに対応した携帯電話をお使いの方は、右のＱＲコードを読み取ることで、簡単にアクセスができます。
なお、接写モードで認識しにくいときは、標準モードに切り替えたり、カメラの明るさの設定を暗くしてみてください。

第18回昭和町『ふるさとふれあい祭り』

町をあげての一大イベント『第18回ふるさとふれあい祭り』が盛大に開催されました。

10月8日（日）のお祭り当日には、会場となった総合体育館に、町内外から大勢のみなさんが訪れました。

来場したみなさんは、ステージなどで繰り広げられた多彩なイベントに、秋の一日を満喫していました。

ふれあい記念館

▲押原中学校吹奏楽部の演奏

10月8日『第18回ふるさとふれあい祭り』が総合体育館を中心に行われました。

当日は、風が強い一日でしたが、大きな怪我や事故もなく開催することが出来ました。

お祭りは恒例の「ホタル太鼓」からスタートし、午前中は体育館内のステージで、「開会式」、「ふれあい昭和踊り」などが行われました。

午後には、「ボウケンジャーショー」、「押原中学校吹奏楽部演奏」、「子どもフェスティバル」「ミニ歌謡ショー」、「おぼん・こぼんの漫才」、「石原詢子歌謡ショー」と、艶やかな歌声や漫才にみなさん見入っていました。

『第18回ふるさとふれあい祭り』開催のために、多大なご協力をいただきました関係各種団体のみなさまには、心から感謝申し上げます。

◀多くの方が参加したふれあい昭和踊り

▶力強い演奏のホタル太鼓

歌謡ショー・漫才・キャラクターショー

▲おぼん こぼんさん

▲石原 詢子さん

▲秋山 美果さん

▲田中 アキラさん

▲ボウケンジャーショー

▲第 42 回文化祭も同時開催されました

子どもの広場・動物の広場は子どもたちに大人気！

各自治会や各種団体・企業による出店、子どもの広場・動物の広場も大勢の人たちで賑わい大盛況でした。

町制施行35周年を祝う

町制施行35周年記念式典

町制施行35周年を祝う記念式典が10月8日（日）、関係者約250人が列席するなか、押原小学校体育館で行われ、有功表彰を始めとして、町政に功績のあった112名の方に表彰状並びに感謝状が贈られました。

式典では、佐野町長が「35周年の節目の年を迎え、これまでの本町の発展に対し、町民のみなさまのご尽力に感謝申し上げ、今後もさらなる飛躍発展を目指したい」とあいさつがありました。

山梨県知事代理ほか、大勢の方々からもご祝辞をいただきました。

▲押原小学校体育館で開催された記念式典

▲式辞を述べる佐野町長

式典の中で、表彰状並びに感謝状が贈られた112名の方々の内訳は、次のとおりです。

- 有功表彰を受賞された方　22名
- 優遇表彰を受賞された方　46名
- 善行表彰を受賞された方　2名
- 感謝状を贈呈された方　42名

◀有功表彰を受賞されるみなさん

表彰は、昭和町表彰規則等に基づき、表彰審査委員会での審議を経て決定されました。

有功表彰、優遇表彰は、昭和町の発展のために、町の各種委員会等の委員の職に永年あった方等が受賞されました。

善行表彰は、寄付により公共福祉の向上に貢献された方や各地区で善行があった方が受賞されました。

また、感謝状は、町内の各種団体において永きに亘り功績のあった方と、役場職員として20年以上勤続された職員に贈られました。

甲府税務署からのお知らせ

税務署からのお知らせ（11 月 11 日～ 17 日『税を考える週間』） －税の仕組みや目的について考えてみませんか－		
催　　物	会　　場	期　　間
税に関する書道展	甲府市総合市民会館	11 月 8 日(水) ～ 11 月 17 日 (金)
	甲府駅コンコース	11 月 9 日(木) ～ 11 月 17 日 (金)
税についての作文の展示	韮崎ショッピングセンター	11 月 9 日(木) ～ 11 月 17 日 (金)
税理士会による無料相談	小瀬スポーツ公園	11 月11日(土) ～ 11 月 12 日 (日)
こども税金教室	小瀬スポーツ公園	11 月11日(土) ～ 11 月 12 日 (日)

問合せ　甲府税務署　税務広報広聴官（☎ 233-3111 内線 320）

守ろう！『ゴミの焼却禁止』

塔婆の供養焼きや、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却など、一定の例外を除き、一般家庭・事業所での『ゴミの焼却』が禁止されています。

『ゴミの焼却』は大量の黒煙やにおいが発生し、近隣のみなさんに大変な迷惑をかける事になります。また、焼却する過程でダイオキシンと呼ばれる化学物質（環境ホルモン）が発生すると言われていて、人体への影響が心配されています。焼却できるゴミは「燃えるゴミ」、または「資源物」として出してください。

また、一般的な小型焼却炉についても、一定の条件を満たさないものは使用できなくなっていますので、使用しないようお願いします。

なお、植木の剪定（せんてい）枝は、粉砕処理しますので、地区ごとに決められた日時・場所へ出すか水曜日を除く平日に役場環境衛生課へ連絡後持ち込んでください。

詳しい問合せは、役場環境衛生課（☎ 275-2111　内線 226）

11 月は児童虐待防止推進月間です！

平成 18 年度児童虐待防止推進月間標語　『あなたの「もしや？」が子どもを救う』

児童虐待に関する相談は、本町でも増加しています。社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

家庭や地域の中で、児童の虐待等を疑わせる次のような状況にお気づきの方は、ぜひ相談・連絡をお願いいたします。（お寄せいただいた相談や連絡は守秘義務により保護されますのでご安心ください）

- 子どもの泣き声や叩く音、怒鳴り声などがいつも聞こえる
- 小さな子どもを残してよく外出する
- 子どもに内出血によるあざや、不自然な傷がみられる
- 子どもの衣服や身体がいつも汚れているなど

相談窓口は…　役場いきいき健康課　児童家庭係（☎ 275-2111　内線 251・252）

★休日・夜間も役場代表番号で対応いたします。

HEALTH INFORMATION CORNER

みんなの健康

保健・健康に関する問合せは役場いきいき健康課健康増進係
（☎ 275-2111　内線 252・253）

乳児健康診査

実施日	該当児	受付時間
11 月 30 日（木）	平成 18 年 1 月生まれ	午後 1 時～ 1 時 15 分
	平成 18 年 7 月生まれ	午後 2 時～ 2 時 15 分

場　所　総合会館
持ち物　母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

育児教室

実施日　11 月 2 日（木）
受付時間　午前 9 時 10 分～ 9 時 20 分
場　所　総合会館
該当児　平成 18 年 8 月生まれのお子さん
持ち物　バスタオル・母子手帳・筆記用具
＊乳幼児健診及び予防接種の説明と予診票等の配布

3 歳児健康診査

実施日　11 月 22 日（水）
受付時間　午後 1 時～ 1 時 30 分
場　所　総合会館
該当児　平成 15 年 8 月～平成 15 年 9 月生まれのお子さん
及び前回未受診のお子さん
持ち物　母子手帳・3 歳児健康質問票・尿検査セット
・健康保険証・印鑑
＊地区別で受付時間を設定しますので、詳しくは通知をご覧ください。

母子手帳交付及び一般健康相談

子宮がん検診申込み

日　時　11月　7日（火）午前 9 時 00 分～ 11 時 30 分
11 月 14 日（火）午後 1 時 30 分～　4 時 00 分
11 月 29 日（水）午前 9 時 00 分～ 11 時 30 分
場　所　総合会館
①母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。
②予防接種についてのご相談も受付けています。
③子宮がん検診の申込みを受付けています。希望される方は印鑑をお持ちください。
④総合健診の結果を受け取りに来られていない方は、健診バックをご持参の上、おいでください。

母と子のすくすく相談室

日時（会場）　11 月 16 日（木）午前 10 時 00 分～ 11 時 30 分
（総合会館）
11 月 27 日（月）午前 10 時 00 分～ 11 時 30 分
（町立児童センター「ゆめてらす」）
対象者　昭和町にお住まいの子育て中のお母さん
①保健師がご相談をお受けします。
②総合会館で実施する日には、栄養士が食事についての相談をお受けします。
③身体計測も行えます。
＊育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出かけください。

結核レントゲン検査（胸部レントゲン）

結核予防法により、65 歳以上の方は年に 1 度の検査が義務付けられています。今年まだ検査されていない方は、この機会に受診してください。対象となる方には通知と受診票を郵送いたします。

実施日　10 月 31 日（火）

受付時間	会場
午前　9 時 00 分～　9 時 15 分	清水新居区公民館
9 時 30 分～ 10 時 00 分	西条二区第一公会堂
10 時 10 分～ 10 時 25 分	西条一区公会堂
10 時 35 分～ 10 時 50 分	西条新田区公会堂
11 時　5 分～ 11 時 20 分	築地新居区公会堂
午後　1 時 30 分～　1 時 50 分	常永児童館
2 時 00 分～　2 時 15 分	上河東区公会堂
2 時 25 分～　2 時 40 分	上河東二区集会所
2 時 55 分～　3 時 10 分	紙漉阿原区公会堂
3 時 20 分～　3 時 50 分	町総合会館

＊かかりつけの医療機関や勤務先での検診で検査を受けた方は、町が行う検診を受診する必要はありませんが、受診票にその旨を記入して、いきいき健康課へ提出してください。

肺がん CT 検診のお知らせ

肺がんの CT 検診は、従来に比べてより小さい（数ミリの大きさ）肺がんを発見する事が出来る上に、発見率も従来の 10 倍と非常に優れています。

町では、昨年からこの CT 検診を導入してみなさんの健康管理に努めています。

検診日

平成 18 年 12 月 14 日（木）・15 日（金）・18 日（月）
いずれの日も午前・午後実施します。検査にかかる時間は 1 人 3 分程度です。
お申込み時に受診日・当日の受付時間の希望を伺います。

対象者　40 歳以上で喫煙指数 400 以上の方（個別通知します）
上記以外の 40 歳以上の方で、受診を希望される方
申込み　次の日時に電話にてお申込みください。
平成 18 年 11 月 27 日（月）～ 11 月 29 日（水）
午前 9 時～午後 5 時まで
定　員　300 人（喫煙指数 400 以上の方を優先し定員になり次第締切らせていただきます）
検診料　自己負担 2,800 円（検診料は 5,775 円です）
＊日時の変更等をお願いする事もあるかと思いますが、ご承知ください。

みなさんの健康

アトピー性皮膚炎について

山梨大学大学院医学工学総合研究部
皮膚科助教授　芝垣　直孝

アトピー性皮膚炎は、1933年に米国のsuzbergerという皮膚科医によって提唱された疾患で、当初は純粋なアレルギー性の皮膚炎と考えられていましたが、現在では①遺伝的な皮膚のバリアー機能の異常（ドライスキン）と②アレルギーを起こし易い体質（アトピー素因）の両者が関係する、増悪・寛解（良くなったり悪くなったり）を繰り返すかゆみを伴う皮膚炎（湿疹）と考えられています。従って、この2つの要素の程度の組み合わせにより、出現してくる皮膚炎の程度は当然異なってきます。具体的には、アレルギー体質の程度が軽く、皮膚バリアー機能の異常が主な患者さんの場合、夏の汗や紫外線による刺激、冬の乾燥による衣類の摩擦刺激、皮膚の感染症、ストレスなどアレルギーとは関係のない要因が（皮膚炎ではなく）かゆみを引き起こす原因となります。これにアレルギー体質もお持ちの患者さんの場合、更にアレルギーを引き起こす物質（アレルゲン；ダニ、ハウスダスト、花粉、植物、金属など、年齢により異なる）が皮膚、あるいは食べ物から体内に入る事で、アレルギー反応によりかゆみを誘う物質が体内でたくさん放出されるため、更にかゆみが強くなります。そしてかゆい部分を繰り返し引っ掻く（またはこする）事で皮膚炎は引き起こされるわけです。従って、このかゆみの程度とそれに伴う引っ掻く回数により皮膚炎の重症度は決定されます。また、アトピー性皮膚炎はかゆみが長期に及ぶため、引っ掻く行為が癖になってしまい、かゆくなくても皮膚を掻いている場合もあります。

現在のところ、皮膚のバリアー機能の異常やアレルギー体質を完全に直してしまう方法はないわけですから、アトピー性皮膚炎の治療の目標は、皮膚炎を完全に起こさない様にする事ではなく、かゆみや赤みを軽くし日常生活においてあまり不都合を感じない様にする事にあります。そのためには、まずかゆみを引き起こしている原因（増悪因子）が何であるのか、またアレルギーが関係しているのか否かを調べる事が大切です。その上でスキンケア（入浴等による刺激物質の除去と、保湿剤による皮膚炎の予防）、かゆみ止め内服薬の継続使用により引っ掻く回数を減らす事を行い、それでも認められる皮膚炎に対し、適切な強さの炎症を鎮める外用薬を根気よく使用して行く事です。

ご存知ない方もいらっしゃる様ですが、炎症を鎮める外用薬には様々な強さがあり、使用方法さえ誤らなければ、副作用はまず起こりません。その副作用を心配するあまり使用量を極端に制限したり、また誤った治療によって皮膚炎が改善していないケースの方がむしろ多いのです。

企画　財団法人　里仁会

平成19年度町内保育園の入園申込み説明会

◆入園手続きの方法

平成19年度、町内保育園に入園を希望される幼児の入園申込み説明会を実施します。

平成19年4月から保育園入園を希望される方（現在入園中の方及び平成19年度中入園予定の方も含む）は、ぜひお越しください。入園申込書等は、説明会の当日にお渡しいたします。

なお、都合により説明会に出席できない場合は、役場いきいき健康課児童家庭係（町総合会館内）に、入園申込書が用意してありますので11月16日（木）以降お早めにお越しください。

◆入園できる基準

町内に住所を有し、保護者の労働条件や家庭の事情等により、家庭で保育できない就学前の乳幼児

◆説明会の日程

11月15日(水)午後7時受付
午後7時30分～9時

◆場　所

町総合会館2階　軽運動室
（託児室の用意があります）

◆保育園名

昭和保育園
押原保育園
常永保育園
上河東保育園
第2上河東保育園
富士桜学園

◆問合せ

役場いきいき健康課
児童家庭係
（☎275－2111
内線252）

11月のこよみ

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

平成18年　2006
霜月（しもつき）　NOV

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
収穫祭 日　時　11月4日（土）～5日（日）午前9時～午後4時 場　所　山梨県緑化センター（甲斐市篠原7-1） 内　容　・明野の大根、竜王の八幡芋等県内各地の農産物や名産品の販売・もちつき大会、フリーマーケット 問合せ　山梨県緑化センター（☎276-2020）			1 先勝 ＊心配ごと相談	2 友引 ＊図書館午後7時まで開館	3 先負 ＊役場閉庁 ＊総合会館温泉・児童館・児童センター・図書館・温水プール休館	4 仏滅 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター午前開館 ＊総合体育館休館 ＊おはなし会（図書館午前11時～）
5 大安 ＊役場閉庁 ＊総合会館温泉・児童館・児童センター休館	6 赤口 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館	7 先勝 ＊図書館午後7時まで開館	8 友引 ＊心配ごと相談 ＊みんなであそぼう（午前10時30分～）	9 先負 ＊図書館午後7時まで開館	10 仏滅	11 大安 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター午前開館 ＊アニメ映画会（図書館午後2時～） ＊定例結婚相談
	← 温水プール総合点検の為、6日（月）～13日（月）の間休館					
12 赤口 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター休館	13 先勝 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館	14 友引 ＊図書館午後7時まで開館	15 先負 ＊町長と語らいのとき ＊行政相談 ＊心配ごと相談	16 仏滅 ＊読み聞かせとお話の会（図書館午前11時～） ＊図書館午後7時まで開館	17 大安	18 赤口 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター午前開館
19 先勝 ＊役場閉庁 ＊総合会館温泉・児童館・児童センター休館	20 友引 ＊図書館・総合体育館休館 県民の日温水プール無料開放	21 仏滅 ＊図書館午後7時まで開館 ＊ボカシつくり会（総合会館裏午後1時～）	22 大安 ＊みんなであそぼう（午前10時30分～） ＊心配ごと相談	23 赤口 ＊役場閉庁 ＊総合会館温泉・児童館・児童センター・図書館・温水プール休館	24 先勝 ＊総合体育館休館	25 友引 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター午前開館 ＊定例結婚相談 ＊アニメ映画会（図書館午後2時～）
26 先負 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター休館 ＊ふれあいパーティー	27 仏滅 ＊総合会館温泉・温水プール・図書館・総合体育館休館	28 大安 ＊図書館午後7時まで開館	29 赤口 ＊心配ごと相談	30 先勝 ＊図書館休館（月末整理日） ＊ふれあいランチ		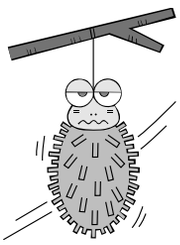

11月のゴミ収集日

ゴミの区分＼地区	全地区（西条地区・押原地区・常永地区）		
もえるゴミ（毎週月・木曜日）	2日・6日・9日・13日・16日・20日・24日・27日・30日		
もえないゴミ アルミ・スチール缶	第1・2・3水曜日（1日・8日・15日）		
粗大ゴミ	第4水曜日（22日） エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。		
剪定枝回収	西条地区 第1水曜日（1日）	押原地区 第2水曜日（8日）	常永地区 第3水曜日（15日）

◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。（いつでも出せます）

◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2ヵ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。

＊もえるゴミの収集日が祝日の場合は、翌日に収集いたします。
＊必ず町指定の収集袋を使用してください。黒いビニール袋などでは出さないでください。
＊収集袋・荷札には必ず氏名、電話番号を記入してください。荷札は粗大ゴミに使用してください。
＊収集日の当日午前8時30分までに出してください。
＊燃える物、燃えない物、リサイクル品の分別はしっかり行ってください。
＊引っ越しゴミなどを早く処理したい場合は、役場環境衛生課へご相談ください。

環境衛生課（☎275-2111 内線226・227）

太陽光発電助成金制度　**住宅用太陽光発電システムの設置者等に対し、助成金の交付を行っています。**
予算残額は988,000円【10月13日現在】**問** 役場環境衛生課（☎275-2111 内線226）

『第 10 回水の運動会』を開催しました

▲運動会のようす

9月18日（月）町立温水プールにおいて、恒例の『水の運動会』が行われました。今年で10回目を迎えた水の運動会は、小学生を中心に大勢の方に参加していただいて、赤・白・青組に分かれ、水中玉入れなどの競技を行いました。

今年も、大いに盛り上がりました。体育指導員・体育協会水泳部のみなさん、運営のご協力ありがとうございました。

第 2 回西条新田体験塾で稲刈り

今年も『西条新田体験塾』が主催となり、地区内の子どもたちが田植えや稲刈りの体験をしました。

10 月 9 日には、脱穀した新米を、地区の公会堂で試食しました。

お米を作る苦労や、新米の美味しさを実感した事で、当初の目的である『体験』が達成出来たと思います。

第 36 回昭和町クラブ対抗野球大会

第 36 回クラブ対抗野球大会が行われました。上位の結果は次のとおりです。

優　勝	キトー野球部
準優勝	ホタルクラブ
第３位	テルモサーティーズ
	築地クラブ

第 9 回地区別ソフトバレーボールリーグ

第 9 回地区別ソフトバレーボール・リーグ戦が行われました。上位の結果は次のとおりです。

優　勝	西条二区
準優勝	河東中島Ａ
第３位	河　　西

相談です

◆町長と語らいのとき
日時　11 月 15 日（水）
午後 1 時 30 分～ 4 時
場所　町長室

＊あらかじめ**役場総務課**までご連絡ください。
（☎ 275-2111　内線 205）

◆心配ごと相談
日時　11 月 1 日・8 日・15 日・22 日・29 日の水曜日
午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分
場所　社会福祉協議会

＊あらかじめ**社会福祉協議会**までご連絡ください。
（☎ 275-0640）

◆行政相談
日時　11 月 15 日（水）
午後 1 時～ 3 時
場所　町中央公民館 2 階

＊直接会場へおこしください。お問合せは**役場企画行政課**まで（☎ 275-2111 内線 211）

◇教育相談
日時　随時（水・金・土・日曜日、祝日は除く）
午前 9 時～午後 4 時
場所　町中央公民館 2 階

＊直接会場へおこしください。問合せは、**カウンセラー**まで（☎ 275-6951）

◆結婚相談
日時　月～金曜日は受付のみ
午前 8 時 30 分～午後 5 時
第 2・第 4 土曜日は
午後 1 時 30 分～ 4 時
場所　町総合会館 2 階相談室

＊直接会場へおこしください。お問合せは、**社会福祉協議会事務局**まで（☎ 275-1881）
＊なお、随時電話での相談も行っていますので、各地区相談員までお気軽にお電話ください。

◆心の健康相談
＊精神保健福祉に関する相談に応じ、住民の心の健康づくりを進めます。
第 2・第 4 水曜日
午後 1 時 30 分～ 3 時
お問合せは、**甲府保健所**まで
（☎ 237-1437）

お知らせ

◆ボカシつくり会
日時　11 月 21 日（火）
場所　町総合会館裏
時間　午後 1 時～

＊不用犬・猫のお問合せは役場環境衛生課まで
（☎ 275-2111　内線 226）

10月1日から地域生活支援事業が始まりました

10月1日から障害者自立支援法において定められている「地域生活支援事業」が始まりました。

地域生活支援事業は、障害者や障害児が自立した日常生活、または社会生活を営む事ができる様、市町村の判断により地域の特性にあった柔軟なサービスを提供します。

地域生活支援事業は、町との間で委託契約を結んだ事業所が提供します。

◆ 相談支援事業

【事業内容】	【委託先】	【対象者】	【備考】
障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。	●主に身体障害児者の相談 ・サポートはうすびゅー（甲斐市） ●主に知的障害児者の相談 ・地域療育支援センター千代田（甲府市） ・青い鳥支援センター（甲府市） ●主に精神障害児者の相談 ・支援センターみさき（甲府市） ・すみよし支援センター（甲府市）	手帳の有無にかかわらず相談を希望する方 【利用料】 無　　料	知的障害児者の相談については、平成18年度中は県の事業になります。平成19年度からは町の事業となります。（委託事業者については現在検討中です）

◆ コミュニケーション支援事業

【事業内容】	【委託先】	【対象者】	【利用方法】
聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障のある障害者等に手話通訳者等を行う者の派遣を行います。	山梨県立聴覚障害者情報センター 【事業の対象】 次の場合で手話通訳者等が必要なとき ・生命及び健康の維持に関すること ・官公署に関すること ・職業に関すること ・教育に関すること ・市町村主催の行事に関すること ・その他町長が必要と認める場合	意思の疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等 【利用料】 無　　料 （1日6時間を限度）	利用希望の1週間前までに役場福祉介護課窓口に申し込んでください。後日決定通知書を交付します。 なお、緊急に手話通訳者等の派遣が必要になった場合は、県立聴覚障害者情報センターへ直接申込んでください。

◆ 日常生活用具給付事業について

【事業内容】	【給付種目及び基準金額】	【対象者】	【利用者負担】	【利用方法】
重度障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に利用でき実用性のある用具を給付・貸与します。	国の例示種目、現行の基準金額に準ずる。 ＊補装具から日常生活用具に移行する用具‥点字器・人口喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）、集尿器、ストマ用装具 ＊日常生活用具から補装具に移行する用具‥重度障害者用意思伝達装置	重度障害者等であって当該用具を必要とする方 （本人または世帯員で市町村民税所得割額が50万円以上の方がいる場合は対象外）	＊生活保護世帯 無　　料 ＊低所得1 基準額及び購入費の3％ ＊低所得2 基準額及び購入費の5％ ＊一般 基準額及び購入費の10％	「日常生活用具給付申請書」を役場福祉介護課の窓口に提出してください。後日、給付券を交付しますので、業者に提示のうえ品物を受け取ってください。その際に利用者負担額をお支払いいただきます。

◆ 移動支援事業について

【事業内容】	【対象となる外出】	【対象者】	【利用者負担】	【支給量】
移動支援を実施することにより、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	●社会生活上必要不可欠な外出（通勤、通学、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く） ●余暇活動等の社会参加のための外出 ＊通院のための介助について障害福祉サービスの居宅介護で対応できるものは除く。 ＊9月までの「外出介護」が移行します。	●身体障害児者、知的障害児者、精神障害児者のうち、自立支援給付の「行動援護」、「重度訪問介護」の対象者でない方 ●事業による支援が必要と認めた方（発達障害児者等）	＊生活保護世帯 無　　料 ＊低所得1及び低所得2 サービス提供単価の3％（年間利用100時間以下） ＊一般 サービス提供単価の5％（年間利用100時間以下） ◆年間利用100時間を超えた分からは10％の利用者負担になります。	外出の介護が必要な時間数

◆ 日中一時支援事業について

【事業目的】	【事業内容】	【対象者】	【利用者負担】	【支給量】
障害者等の日中における活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護をしている家族の一時的な休息を目的とします。	日中において介護する者がいない障害児者等に、見守り等の支援を行います。 ＊９月までの「短期入所（日中預かり）」と「レスパイト事業（一時養護）」が移行します。	●身体障害児者、知的障害児者、精神障害児者 ●事業による支援が必要と認めた方（発達障害児者等）	＊生活保護世帯 無　料 ＊低所得１ 及び低所得２ サービス提供単価の３％ ＊一般 サービス提供単価の５％	利用上限は原則として定めませんが、年間利用 360 時間を超える場合は、利用者と事業所で協議のうえ、今後のケアプランと必要な理由が分かる書類を作成し、町へ提出してください。ただし、申し出ができるのは年の 2/3 を超えた時点からとします。

◆ 経過的デイサービス事業について

【事業目的】		【対象者】	【利用者負担】	【支給量】
障害者デイサービス事業を実施している事業所が地域活動支援センター等の事業等に移行するまでの間（平成 19 年３月末日までに限る）、継続してデイサービスを提供します。	＊９月までの「障害者デイサービス」が移行します。	現在デイサービスを利用していて介護給付の生活介護の対象とならない方。ただし、現在利用している事業所が移行しない場合に限る。	＊生活保護世帯 無　料 ＊低所得１ サービス提供単価の５％ ＊低所得２ サービス提供単価の７％ ＊一般 サービス提供単価の 10%	デイサービスが必要な日数

◆ レスパイト事業について（町単独事業）

【事業目的】	【事業内容】	【対象者】	【利用者負担】	【支給量】
移動に制約のある人の輸送を確保することを目的とします。	原則として、障害福祉サービスに伴う送迎を対象に、移動に制約のある方の移送を支援します。 ＊10 月からは送迎のみになります。	●身体障害児者、知的障害児者、精神障害児者 ●事業による支援が必要と認めた方（発達障害児者等）	利用者負担額は現行のレスパイト事業のとおり事業者が設定します。	利用上限は年間 240 時間とします。

◆ 障害児放課後支援事業について（町単独事業）

【事業目的】	【委託先】	【対象者】	【利用者負担】	【支給量】
養護学校中等部・高等部及び中学校の特殊学級に在籍する生徒及び高校生までの障害児に対し、放課後等に遊びや生活の場を設け、障害児の主体性や社会性を育成するとともに保護者の介護負担を軽減することを目的としています。	学童支援センター「ぱれっと」（昭和町）	●養護学校の中等部・高等部及び中学校の特殊学級に在籍する生徒、及び中学生・高校生で障害者手帳を所持している方 ● 18 歳以下で児童相談所の意見書等、主治医からの診断書に基づき障害を有すると認めた方	利用者負担額は事業者が設定します。	支援の必要な日数

＊『生活保護世帯、低所得１・２、一般とは』
- ○生活保護世帯‥‥生活保護を受給している世帯の方
- ○低　所　得　１‥‥住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が 80 万円以下の方
- ○低　所　得　２‥‥住民税非課税世帯で低所得１に該当しない方
- ○一　　般‥‥住民税課税世帯の方

＊紙面の都合上、一部事業については掲載を割愛しました。この他のサービスについては、個々に相談に応じますので役場福祉介護課障害福祉係までお問合せください。

＊サービスの内容については今後変更となる可能性があります。変更等が生じた場合はその都度広報等でお知らせいたします。

障害者福祉サービスに関するお問合せは、

役場福祉介護課　障害福祉係（☎ 275-2111 内線 246・247　FAX275-6497）

第 60 回読書週間

「しおりいらずの一気読み」を標語に、10 月 27 日（金）～ 11 月 9 日（木）の間、第 60 回読書週間が行われます。

読書週間は、読書の楽しさや本を読むきっかけを全ての世代の方たちにという考えに基づいて始まった運動です。ここ数年は、世界的なベストセラー『ハリー・ポッター』の出現により、読書の楽しさ・空想する面白さが見直されてきていると思います。町の図書館でも、世代を越えての貸し出しが多く、親子で一緒に空想の世界を楽しまれているようです。

親と子が同じ 1 冊の本をとおして、楽しい時間を分かち合うのは素敵な事です。これは新しい家族として生まれてきた赤ちゃんにとっても同じ事です。赤ちゃんはお母さんのおなかの中にいる時から、お父さんやお母さんの声を感じていると言われています。おなかの中で聞いていた優しい声は、赤ちゃんに安心感を与え、言葉や心を育むために、抱っこやミルクと同じ様に大切だと言われています。絵本をとおして心のスキンシップを深めてみてください。そして何よりも、絵本の読み聞かせが育児の新たな負担とならない様に、親御さんの気持ちにゆとりがある時、ゆったりとした気持ちで読んであげてください。

読み聞かせには、早すぎる・遅すぎるという事はありません。ご自分のペースで始めてみてください。

また、文字が読める様になったからといって、読み聞かせから卒業してしまった方も、この機会にまた始めてみてはいかがでしょうか？読むのは苦手、でも、読んでもらうのは大好き！親に読んでもらった本は、何年経っても忘れないものです。この秋は、お気に入りの 1 冊をお子さんに勧めてみてください。

平成 18 年度　町・県から敬老祝金が配布されました

◎町	…	＊ 76 歳以上 99 歳	10,000 円（907 人）
		＊ 100 歳以上	100,000 円（　2 人）
◎県	…	＊ 77 歳	3,000 円（ 92 人）
		＊ 88 歳	5,000 円（ 27 人）
		＊ 100 歳以上	50,000 円（　2 人）

『消さないで あなたの心の 注意の火』

秋の全国火災予防週間　11 月 9 日（木）～ 15 日（水）

これからの季節、日ごとに寒くなっていくとともに、暖房器具などによる火災も多くなってきます。出火原因の半数以上は、火を取扱う人の不注意によるものです。

火災予防週間（11月9日～15日）の期間中、町では火災予防の啓発のため、午後9時から30秒間サイレンの吹鳴（すいめい）を行いますので、**火災等と間違われないようご注意ください。**また、このサイレンを合図に各地区の消防団員による巡回パトロールも実施いたします。

火災を防ぐために、『火の用心』の基本を忘れないでください。